

食品による薬物中毒事案について（第46報：08/06/30）

平成20年6月30日（月）

食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議

1. 事案の概要

（1）現在の被害者の状況

中国産冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒（メタミドホス）と確定した患者数は10名（千葉県7名、兵庫県3名）であり、先日の公表から変化はない。

中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された1月30日以降に都道府県等にあった相談・報告については、調査の結果、神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状がないことなどにより、全て有機リン中毒が否定されている（有機リン中毒が否定された事例数5、915名（3月31日現在））。

（2）これまでの事案の概要

① 千葉県第1事案（警察認知日 平成20年1月25日）

平成19年12月28日、千葉県稲毛区において、中国製の冷凍餃子を食べた2人がおう吐等の健康被害を訴える事例が発生した。

当初1名が1日入院していたが、現在は退院している。

② 千葉県第2事案（警察認知日 平成20年1月23日）

平成20年1月22日、千葉県市川市において、中国製の冷凍餃子を食べた5人がおう吐等の健康被害を訴える事例が発生した。

5人入院、うち、1人が重篤、4人が重症であったが、重症の4人は2月15日に、また、重篤の1人も2月16日に退院した。

③ 兵庫県事案（警察認知日 平成20年1月6日）

平成20年1月5日、兵庫県高砂市において、中国製の冷凍餃子を食べた3人がおう吐等の健康被害を訴える事例が発生した。

3人とも入院していたが、3人の健康被害者は1月25日までに退院した。

2. これまでの対応（政府）

○6月16日（月）～27日（金）

1. 厚生労働省

輸入加工食品の自主管理に関するガイドラインについて、全国13ヶ所で輸入者等説明会を開催した。

○6月14日（土）

1. 外務省

訪日した楊潔篪外交部長との間で日中外相会談を実施。高村大臣より、検査を一層強化する必要性を指摘。楊部長より、食の安全を国民の健康にかかわるものとして非常に重視している旨発言。双方は、胡主席訪日時の共通認識を踏まえ、一刻も早い真相究明のため双方が検査と協力を更に強化することを確認した。

○6月5日（木）

1. 厚生労働省

輸入加工食品について、輸入業者による管理のガイドラインを策定・公表した。

○5月29日（木）

1. 警察庁

兵庫県警察において、兵庫県高砂市事案の被害者の食べた餃子のトレーに付着していた餃子の具片等の定量分析を行ったところ、5月29日、高濃度のメタミドホスが検出された事実等を広報した。

（○1g中 約13.2mg（約13,200ppm）を検出。）

○ 5月15日（木）

1. 警察庁

千葉県警察において、千葉県市川市、千葉市事案の餃子等の定量分析を行ったところ、5月15日、高濃度のメタミドホスが検出された事実等を広報した。

（○皮1g中 約31.13～約0.04mg（31,130～40ppm） ○具1g中 約16.62～0.03mg（16,620～30ppm）他4点からも検出。）

○5月7日（水）

1. 外務省

訪日した胡錦濤国家主席と福田総理との間で首脳会談を実施。胡主席より、食品安全は、国民の利益に関わる問題であり、中国政府は非常に重視、関係部門が粘り

強く調査を続け、日本側に連絡してきた旨発言。福田総理よりは、一つ誤れば不特定の人命が失われていた可能性を指摘し、うやむやにはできない旨述べ、両首脳は、餃子問題の真相究明に関してより一層積極的な取り組みがなされ、協力を通じて一刻も早く真相が解明されることへの期待を表明した。

更に同日発表された「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」において、日中「双方は、このたび発生した冷凍加工食品の中毒事案につき、一刻も早い真相究明のため、日中双方で捜査及び協力を一層強化していく。」ことで一致した。

○4月23日（水）

1. 内閣官房・内閣府

・食品危害情報総括官会議（第2回）の開催

（1）「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」及び「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」を策定した。

○4月22日（火）

1. 警察庁

兵庫県警察において、兵庫県高砂市事案の被害者の胃洗浄液等の定量分析を行ったところ、4月22日、鑑定結果を広報した。

（〇A男 1ml 中 0.052mg (52,0ppm) 〇C男 1ml 中 0.103mg (103ppm)
他1点からも検出。）

2. 厚生労働省

（1）食品衛生法施行規則（第73条）を改正し、現行の速報対象である「輸入食品に起因する場合」等に加え、「重篤な有害事象が発生した場合」「化学物質に起因する場合」を追加した。

（2）「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」を改正し、消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する食品危害情報について、食品等事業者が保健所等へ速やかに報告する旨を追記した。

○4月18日（金）

1. 外務省

（1）訪日した楊潔チ中国外交部長が、福田総理を表敬。楊部長より、高村外務大臣とのやりとりを紹介し、日中双方で捜査と協力を更に強化していくことで一致した旨発言。

（2）訪日した楊潔チ中国外交部長が、町村官房長官を表敬。町村官房長官より、この問題は国民一人一人に直接関係する国民的な関心事であることを指摘し、この問題を早期に解決することが国民感情に好影響を与える旨述べた。楊部長からは、

日本国民の関心を理解するとした上で、本問題解決のため、双方で捜査と協力を更に強化していきたい旨述べた。

○ 4月17日（木）

1. 外務省

(1) 日中外相会談を開催。高村大臣より、一刻も早い真相究明の重要性について強調し、両外相は、一刻も早い真相究明のため、双方で捜査と協力を更に強化していくことで一致。

○ 4月8日（火）～同月9日（水）

1. 警察庁

(1) 中国公安部等において、第4回情報交換会議を開催し、日中の鑑定の専門家が、それぞれの鑑定方法等について意見・情報交換を行った。

○ 4月7日（月）

1. 内閣官房・内閣府

・食品危害に係る緊急時対応訓練の実施

○ 4月2日（水）

1. 内閣官房・内閣府

・関係省庁連絡会議（第8回）の開催

○ 3月31日（月）

1. 警察庁

(1) 千葉県警察において、千葉県千葉市事案の被害者宅に残された未調理の餃子等の定量分析を行ったところ、3月31日、高濃度のメタミドホスが検出された事実を広報した。

(○ 未調理の餃子 皮1g中 約17.68mg (17,680ppm)
具1g中 約19.29mg (19,290ppm) 他3点からも検出)

○ 3月25日（火）～同月27日（木）

1. 警察庁

(1) 警察庁、科学警察研究所、千葉県警察科学捜査研究所等において、第3回情報交換会議を開催し、日中の鑑定の専門家が、それぞれの鑑定方法等について意見・情報交換を行った。

○ 3月13日（木）

1. 警察庁

（1）千葉県警察において、千葉県市川市事案の被害者が吐き出した餃子の定量分析を行ったところ、3月13日、高濃度のメタミドホスが検出された事実を広報した。

（○皮1g中 約3.58mg (3,580ppm) ○具1g中 約3.16mg (3,160ppm) ）

○ 3月10日（月）

1. 内閣官房・内閣府

・関係省庁連絡会議の開催（第7回）

2. 文部科学省

（1）有識者からなる「学校給食における衛生管理の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、「学校給食衛生管理の基準」の改正に向け、学校給食において使用する加工食品等に関する衛生管理の充実について協議を行った。

○ 3月7日（金）

1. 警察庁

（1）兵庫県警察において、大阪市内の保管業者に返品されていた商品のうち、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された押収商品39袋の鑑定を実施したところ、全てのパッケージの外表面から、メタミドホスが検出され、うち1袋については、パッケージの内面、トレー及び餃子の皮からもメタミドホスが検出された（同袋については、微細な半月状の傷が認められた）事実を広報した。

2. 厚生労働省

（1）昨年11月以降の社会福祉施設等における中国産冷凍ギョウザ等の使用状況等の調査結果を公表するとともに、調査結果を踏まえ社会福祉施設等における食品の選定等の留意事項を通知した。

○ 3月5日（水）

1. 内閣官房・内閣府

・食品危害情報総括官会議（第1回）の開催

○ 3月4日（火）

1. 警察庁

(1) 警察庁において、関係都道府県警察における第2回捜査会議を開催し、捜査方針等について協議の上、連携して事案の早期解明を図るよう指示した。

○ 2月26日（火）

1. 警察庁

(1) 警察庁において、中国公安部との第2回情報交換会議を開催し、第1回会議に引き続き、相互の捜査事項に関する必要な情報交換や、今後の更なる捜査協力について協議した。

○ 2月25日（月）

1. 警察庁

(1) 中国公安部首脳と会談を行い、本事案に係る捜査協力等につき意見交換を行うため、警察庁次長が訪中した。

2. 厚生労働省

(1) 関係閣僚会合申合せ（2月22日）に基づき、保健所における24時間、365日の対応体制の確保等を図るよう都道府県等に要請するとともに、食品衛生法第58条に規定する食中毒に係る報告の遵守を徹底した。

○ 2月22日（金）

1. 内閣官房・内閣府

・関係閣僚会合（第4回）の開催

(1) 今後の再発防止策（「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」）を取りまとめた。

① 情報の集約・一元化体制の強化

② 緊急時の速報体制の強化

③ 輸入加工食品の安全確保策の強化

2. 警察庁

(1) 警察庁において、昨日に引き続き、中国公安部関係者との情報交換会議を開催し、これまでの双方の捜査状況等の情報を交換した。

○ 2月21日（木）

1. 警察庁

(1) 警察庁において、中国公安部関係者との情報交換会議を開催し、これまでの双方の捜査状況等の情報を交換した。

2. 外務省

- (1) 高村大臣は唐家セン中国国務院国務委員と会談し、引き続き意思疎通を緊密にし、真相究明のため日中が協力していくことが重要である旨強調した。
- (2) 梅田・在中国日本国大使館公使が魏伝忠・国家質量監督検驗検疫総局副局長と意見交換した。

○ 2月20日（水）

- 1. 内閣官房・内閣府
 - ・関係省庁連絡会議（第6回）の開催

○ 2月18日（月）

- 1. 外務省
 - (1) 在中国日本国大使館参事官より、中国国家質量監督検驗検疫総局輸出入食品安全局工業食品処長に対し、中国側が約束した資料の提出を督促した。
- 2. 厚生労働省
 - (1) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、今般の事案の経緯及び今後の再発防止策について報告を行い、分科会委員の意見を聴取の上、了承を得た。

○ 2月15日（金）

- 1. 外務省
 - (1) 香川・在中国日本国大使館公使が、王大寧・中国国家質量監督検驗検疫総局輸出入食品安全局長に電話連絡し、天洋食品工場長の「私たちが最大の被害者」との発言に対し、日本の幼い子どもを含む被害者の家族はなお入院中であり、今後同様の発言がなされることのないよう要請した。
- 2. 厚生労働省
 - (1) 保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について、都道府県等に通知した。

○ 2月14日（木）

- 1. 内閣官房・内閣府
 - ① 食品安全委員会
 - 食品安全委員会第226回会合において、厚生労働省から依頼されたメタミドホスの食品健康影響評価について、調査審議を開始した。
- 2. 厚生労働省
 - (1) 全国食品衛生主管課長会議を開催し、都道府県等に対し、今般の事案を踏ま

え食中毒等事案への対応の強化について要請した。

(2) 日本医師会、関連病院団体等に対して、衛生管理の徹底等を要請した。

○ 2月13日(水)

1. 内閣官房・内閣府

① 国民生活局

(1) 地方公共団体へ食品に係る危害情報について消費生活センターから国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）へ即日登録することを要請した。

2. 外務省

(1) 香川・在中国日本国大使館公使が王大寧・中国国家質量監督検驗検疫総局輸出入食品安全局長と意見交換するとともに、現状についての中国側見解を聴取した。また、中国側が提供を約束した資料リストについて文書で確認し、提出を督促した。

○ 2月12日(火)

1. 厚生労働省

(1) 食品安全基本法の規定に基づき、食品安全委員会に対し、メタミドホスの食品健康影響評価を依頼した。

○ 2月8日(金)

1. 内閣官房・内閣府

・関係閣僚会合(第3回)の開催

(1) 今後の再発防止策について協議し、以下の検討方針を決定した。

ア 情報の一元化・集約体制の強化

i 現場の窓口機関から本省への報告ルールの見直し

ii 情報共有システムの改善

iii 事業者が把握した情報の行政の報告ルールの確立

イ 輸入加工食品の安全確保策の強化

・「国内におけるメタミドホスの状況について」を公表した。

① 食品安全委員会

(1) 食品安全委員会のホームページに、ジクロルボスについての科学的知見等をとりまとめたハザード情報シートを公開した。

2. 警察庁

(1) 有機リン系薬物であるジクロルボスが検出された事案で、福島県警察で当該

餃子について鑑定した結果、ジクロルボス等が検出された旨の広報を行った。

3. 外務省

(1) 7日付の中国各紙で、「日本の訪中団は、ギョウザ生産工場に異常がなかったと表明した」旨報じられたことから、事実関係（今後、関連の資料を更に精査する必要があり、異常がなかったという断定的な表現は正確なものではない）を説明した書簡を、梅田・在中国日本国大使館公使名で人民日報等に送付し、注意喚起を行った。

4. 文部科学省

(1) 昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用状況等について、調査結果の確定版を文部科学省のホームページに掲載した。

○ 2月7日（木）

1. 内閣官房・内閣府

- ・関係省庁連絡会議（第5回）の開催
- ・関係省庁担当課長会議の開催
- ・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団夜、帰国し、記者会見を行った。

① 食品安全委員会

(1) 食品安全委員会第225回会合において、食品による薬物中毒事案に関する関係省庁連絡会議資料に基づき、本事案の状況等について報告した。

2. 警察庁

(1) 兵庫県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された押収商品2袋の鑑定を実施したところ、うち1袋については、パッケージの外表面及び内面から、もう1袋については、パッケージの外表面から、メタミドホスが検出された事実を広報した。

○ 2月6日（水）

1. 内閣官房・内閣府

- ・中国産冷凍ギョウザ問題に係る中国訪日団との協議（第3回）
中国産冷凍ギョウザ問題について前2回行った協議の総括を行い、会議終了後日中合同記者会見を行った。
- ・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団
午前中に河北省公安局と意見交換を行った。その後、北京に移動し、国家質量監督検驗検疫総局と総括的な協議を行った。

2. 警察庁

(1) 昨日、有機リン系薬物であるジクロルボスが新たに検出された事実が認められたことを受け、警察庁において、各都道府県警察に対し、食品による薬物中毒事案に係る検査・鑑定等を行う場合には、メタミドホスのみならず、ジクロルボスその他の有毒薬物についても十分留意するよう、文書で指示した。

3. 外務省

(1) 昨日に引き続き、日本側調査団の現地アレンジについて、中国側と連絡・調整した。

4. 文部科学省

(1) 昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用状況等について、調査結果の暫定集計版（2月5日17時現在）を文部科学省のホームページに掲載した。

(2) 集計の確定版を公表するとともに、各都道府県教育委員会等に対し、本事案に関する新たな情報を得た場合は、速やかに提供する旨周知した。

5 厚生労働省

(1) 世界保健機関(WHO)等に事例概要（第2報）を情報提供した。

(2) 日本医師会に対し、ジクロルボス検出事案について情報提供し、引き続き関連事例の通報を要請した。

○ 2月5日（火）

1. 内閣官房・内閣府

・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団
午前中に国家質量監督検驗検疫総局と意見交換を行った。その後、石家庄に移動し、午後は河北省検驗検疫総局並びに河北省政府との意見交換、天洋食品工場の現地調査を行った。

・関係省庁担当課長会議の開催

新たに回収済みの冷凍食品よりジクロルボスが検出されたことを受け、情報の共有等を行った。

① 食品安全委員会

(1)ジクロルボスについての概要をとりまとめ直ちに食品安全委員会のホームページに掲載するとともに、メタミドホスについての科学的知見等をとりまとめたハザード情報シートを公開した。

2. 外務省

(1) 日本側調査団の現地アレンジについて、中国側と連絡・調整を行った。

(2) 北京で、邦人安全対策連絡協議会を開催した。

3. 警察庁

(1) 警察庁において、関係都道府県警察における捜査会議を開催し、捜査方針等

につき協議し、全国警察総力を挙げての捜査の推進等を指示した。

- (2) 捜査会議を受け、千葉県警察及び兵庫県警察において、中国製冷凍餃子への薬物混入による殺人未遂等容疑事件共同捜査本部を設置し、両県警察において共同捜査を開始した。

4. 文部科学省

- (1) 昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用状況等について、調査結果の暫定集計版（2月4日21時現在）を文部科学省のホームページに掲載した。
- (2) 当日17時現在の暫定集計版を公表するとともに、再度、各都道府県教育委員会等に対し、安全性が確認されるまでの間、当該製品の使用を控え、学校給食で使用する食品の安全性の確保に万全を期すよう要請した。

5. 厚生労働省

- (1) 加工食品中に高濃度に残留するメタミドホスの試験法を都道府県、検疫所等関係機関に示した。
- (2) ジクロルボス検出事案を踏まえた健康被害事例の報告及び回収製品等の検査等を都道府県等に指示した。

○ 2月4日（月）

1. 内閣官房・内閣府

- ・関係閣僚会合（第2回）の開催
- ・中国産冷凍ギョウザ問題に係る中国訪日団との協議（第2回）
中国産冷凍ギョウザ問題について中国訪日団と引き続き協議を行った。
- ・中国産冷凍ギョウザ等が原因と疑われる健康被害に係る日本側調査団を派遣した。

2. 警察庁

- (1) 兵庫県警察において、外表面からメタミドホスが検出された押収商品6袋の鑑定を継続しているところ、パッケージに穴が空いていない5袋のうちの1袋のパッケージの内面及び餃子の皮から、メタミドホスを検出した事実を広報した。

3. 厚生労働省

- (1) 加工食品中に高濃度に残留するメタミドホスの試験法を都道府県、検疫所等関係機関に示した。

4. 文部科学省

- (1) 昨年11月以降の学校給食における天洋食品製造の製品の使用の有無、当該製品に起因したと疑われる健康被害の発生の有無について、調査結果の暫定版を公表した。

○ 2月3日（日）

1. 内閣官房・内閣府

- ・関係省庁連絡会議（第4回）の開催
- ・中国産冷凍ギョウザ問題に係る中国訪日団との協議
中国産冷凍ギョウザ問題について中国訪日団と協議を行った。

2. 警察庁

- (1) 兵庫県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された押収商品6袋の外側よりメタミドホスを検出し、6袋のうち1袋には表面に穴が空いている事実を広報した。

○ 2月2日（土）

1. 警察庁

- (1) 千葉県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された餃子2袋につき、各袋から1つずつ任意に取り出した餃子2個及び各袋の内面を検査したところ、いずれも、メタミドホスは検出されなかった事実を広報した。
- (2) 兵庫県警察において、これまでメタミドホスが検出された商品と同種、同一時期に製造された商品8袋につき、パッケージ、トレイ、餃子を検査したところ、メタミドホスは検出されなかった事実を広報した。

○ 2月1日（金）

1. 内閣官房・内閣府

- ・関係省庁連絡会議（第3回）の開催

① 国民生活局

- (1) 「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」（内閣府、厚生労働省、農林水産省連名）を食品関連団体へ発出した。
- (2) 各都道府県・政令指定都市に対し、食品による薬物中毒事案と思われる苦情相談等が消費者生活センター等によせられた場合は国民生活センターに迅速に情報提供するよう協力を依頼した。
- (3) 国民生活センターにおいて、土日に消費者からの相談窓口を開設。各都道府県・政令指定都市に対し、消費生活センター等の相談窓口を土日に開くことを要請した。

2. 警察庁

- (1) 千葉県警察において、千葉県第1事案において未調理であった冷凍製の餃子

を検査した結果、餃子の皮及び内容物から有機リン系薬物（メタミドホス）が検出された事実を広報した。

（2）兵庫県警察において、兵庫県事案において中国製の冷凍餃子のパッケージの表面に小さな穴が空いている事実について広報した。

3. 外務省

（1）外務省海外安全ホームページで、海外に渡航・滞在する邦人に対し、注意喚起を促す広域情報を発出した。

4. 厚生労働省

（1）厚生労働省電話相談窓口を開設した。

（2）食中毒届出及び報告事務の徹底について都道府県等に指示した。

（3）「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」（内閣府、厚生労働省、農林水産省連名）を食品関連団体へ発出した。

（4）社会福祉施設等に対して本事例を踏まえて食品の安全性の確保等について注意喚起を行った。

5. 農林水産省

（1）「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」（内閣府、厚生労働省、農林水産省連名）を食品関連団体へ発出した。

（2）土曜日・日曜日における消費者相談窓口での対応

「消費者の部屋」（農林水産省本省及び地方農政局、（独）農林水産消費安全技術センター）、（社）日本冷凍食品協会において、平日だけでなく土日も対応することとした。

○ 1月31日（木）

1. 内閣官房・内閣府

・関係閣僚会合（第1回）の開催

・関係省庁連絡会議（第2回）の開催

① 国民生活局

（1）各消費生活センターの相談窓口に寄せられている情報について把握するため、各都道府県・政令指定都市に対し、中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害に係る消費生活相談事例に関する緊急調査を実施した。

（2）各都道府県・政令指定都市に対し、消費者に対し、事案の概要、製造業者名、商品名等の必要な情報について、積極的に情報提供するよう協力を依頼した。

（3）国民生活センターのホームページにおいて、消費者に対する注意を喚起した。

② 食品安全委員会

（1）国民からの問い合わせ等への対応として食の安全ダイヤル、食品安全モニタ

一報告において、本事案に関連する問い合わせに対応した。

(2) 食品安全委員会第224回会合において、本事案の概要を報告した。

2. 警察庁

(1) 千葉県警察において、千葉県第1事案において中国製の冷凍餃子を食べた方の吐き出した餃子（吐瀉物）について検査した結果、有機リン系薬物（メタミドホス）が検出された事実を広報した。

(2) 兵庫県警察において、兵庫県事案において中国製の冷凍餃子を食べた方の胃内容物について検査した結果、胃洗浄液から有機リン系農薬（メタミドホス）が検出された事実を広報した。

3. 外務省

(1) 何亞非（カ・アヒ）中国外交部部長助理による高村外務大臣表敬において、高村大臣から、食の安全は日中両国民にとって重要な関心事項である旨述べ、原因究明と再発防止に係る中国側の協力を要請した。

(2) 香川・在中国日本国大使館公使が王大寧・中国国家質量監督検驗検疫総局輸出入食品安全局長と意見交換し、中国側がとった措置について聴取した。

4. 文部科学省

(1) 各都道府県教育委員会等に対し、

① 天洋食品製造のすべての製品について、安全性が確認されるまでの間、学校給食において当該製品の使用を控えるよう要請した。

② 昨年11月以降の学校給食における当該製品の使用の有無、当該製品に起因したと疑われる健康被害の発生の有無について、2月4日(月)までに報告するよう依頼した。

5. 厚生労働省

(1) 天洋食品製造冷凍食品（餃子以外）の販売中止を要請、輸入者名等を公表した。

(2) 都道府県等相談窓口及びQ&A等を公表した。

(3) 日本医師会に関連事例の通報を要請した。

(4) 世界保健機関(WHO)等に事例概要を情報提供した。

6. 農林水産省

(1) 商品の巡回点検（地方農政局等）

地方農政局長等に対して「中国産冷凍餃子食中毒に係る緊急巡回点検の実施について」（消費・安全局長通知）を発出し、被害の拡大防止を図る観点から、対象商品を取り扱っている店舗に緊急巡回点検を実施するよう指示した。

(2) 中国における農薬使用実態の把握

在日中国大使館を通じて中国政府に対し、中国での農薬登録や使用の状況（生

産量、出荷量等)に関する情報提供を求めるとともに、外務省と連携して在中國日本大使館に当該情報を収集するよう調査訓令を発出した。

(3) 対応窓口の設置・情報提供（関係業界団体）

関係閣僚会合申し合わせ（1月31日）に従い、社団法人日本冷凍食品協会に対し、「被害拡大防止のための対応窓口の設置及び情報の提供について」（総合食料局長通知）を発出した。

日本冷凍食品協会品質管理部内に「中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害に関する相談窓口」が設置された。

(4) 消費者相談の実施（本省・地方農政局等）

「消費者の部屋」（本省、地方農政局、（独）農林水産消費安全技術センターに設置（56ヶ所））等において消費者からの相談を受けた。

○ 1月30日（水）

1. 内閣官房・内閣府

- ・ 関係省庁局長会議（第1回）の開催（深夜）

① 食品安全委員会

- (1) 委員会ホームページにおいて、関係機関、関係事業者の情報にリンクを貼り隨時更新を行うとともに、メタミドホスについて科学的情報を提供した。

2. 警察庁

- (1) 被害拡大防止のための広報を行った（午後4時）。
- (2) 刑事局捜査第一課から、全国の都道府県警察に対し、過去に同種事案の発生があればその旨と事実関係及び今後認知した場合の警察庁への即報について文書で指示した。

3. 文部科学省

- (1) 各都道府県教育委員会等に対し、事件の発生を周知するとともに、学校給食で使用する食品について、安全性の確保に万全を期すよう要請した。

4. 厚生労働省

- (1) 中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害事例発生を公表及び記者会見等を通じて消費者への注意を喚起した。
- (2) 消費者への注意喚起等を都道府県等に通知した。
- (3) 天洋食品製造冷凍餃子の販売中止及び輸入自粛を要請した。
- (4) 中国政府に対し混入経路等調査を要請した。
- (5) 天洋食品製造餃子の輸入者名等を公表した。

5. 農林水産省

- (1) 情報提供を受けたその日に、輸入事業者による中国産冷凍餃子の回収等につ

いて、地方農政局等を通じて、関係業界に周知するとともに、外食・中食・卸・小売等関係事業者団体に対し、以下の対応を行うことを要請した。

- ア 当該製品等の取扱の中止と自主回収への協力を行う。
- イ 当該製品と同一の工場で製造された製品や原材料の有無についての点検を行う。

3. 今後の対応（政府）

1. 内閣官房・内閣府

① 国民生活局

- 引き続き、国民生活センターや消費生活センター等を通じ消費者への情報提供を行う。

② 食品安全委員会

- 引き続き、最新情報の提供と問い合わせへの対応を行う。
- 事態の推移に応じて食品安全委員会から必要な科学的知見の提供を行う。

2. 警察庁

- 事案の真相解明のため、両県警察において鑑定や関係者の聴取等の捜査活動を推進する。
- 捜査活動等により判明した事実は、被害の拡大防止の観点から、可能な限り関係機関及び国民に対して情報提供する。

3. 厚生労働省

- 回収品の回収・検査状況や中毒患者発生状況の分析などにより、本事案の実態把握を進める。
- 今回の事案における自治体等の対応状況、報告及び情報共有等を踏まえ、同様の事案の再発防止を図る。
- 輸入加工食品について、残留農薬検査対象の拡大等により、その安全性の確保を図る。

4. 農林水産省

- 「消費者の部屋」等において消費者からの相談を受け、適切に対応する。
- 関係業界に対して引き続き情報を提供するとともに、情報を聞き取り、厚生労働省等の関係機関に連絡・共有する。
- 中国における農薬使用実態について在中国日本大使館等を通じて情報を収集する。

輸入食品等に係る相談件数

(6月17日~6月30日に消費者相談窓口に寄せられた相談件数)

食品安全委員会

中国産食品に関する相談件数 0件(16時現在)

厚生労働省

輸入食品に係る相談件数 0件(16時現在)

うち、冷凍ギョウザ 0件

農林水産省

輸入食品に係る相談件数 0件(15時現在)

国民生活センター

中国産ギョウザ問題に係る健康被害相談 0件(16時現在)

農林水産消費安全技術センター

加工食品等に係る相談件数 4件(14時現在)

(社)日本冷凍食品協会

消費者が保有している冷凍食品に係る相談 0件(16時現在)